

決 定 要 旨

被 審 人（本店）東京都港区虎ノ門一丁目 17 番 1 号

（商号）ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

上記被審人に対する平成 22 年度(判)第 25 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 2415 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 1 月 4 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 11 月 2 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- (別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実
 金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に該当
 被審人は、東京都港区虎ノ門一丁目17番1号に本店を置き、その発行する株券が大
 阪証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務
 局長に対し、
 第1
 下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報
 告書(以下「開示書類」という。)を提出し、

番 号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注1)	事由
1	平成18年 6月29日	第10期事業年 度会計期間に 係る有価証券 報告書	平成17年4月1日 ～平成18年3月31 日の会計期間	損益計算書	経常損益が106 百万円である ところを227 百万円と記載 当期純損益が ▲4百万円であ るところを117 百万円と記載 (注2)	・売上の前倒し 計上
2	平成20年 6月26日	第12期事業年 度会計期間に 係る有価証券 報告書	平成19年4月1日 ～平成20年3月31 日の会計期間	損益計算書	当期純損益が ▲742百万円 あるところを ▲622百万円と 記載	・非上場株式評 価損の過少計 上 ・投資有価証券 の過大計上等
				貸借対照表	純資産額が527 百万円である ところを663 百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注1）	事由
3	平成20年 11月14日	第13期事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書	平成20年7月1日 ～平成20年9月30日 の第2四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が490 百万円である ところを631 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上等

（注1）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

（注2）ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、平成22年6月16日提出の訂正報告書において、経常損益を6百万円に、当期純損益を▲104百万円にそれぞれ訂正している。

第2

平成21年3月17日、第12期事業年度会計期間に係る有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成21年4月2日、85,490株の株式を370,000,720円で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

○ 法令の適用

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第1項本文、金融商品取引法第24条第1項

番号3

旧金融商品取引法第172条の2第2項前段、金融商品取引法第24条の4の7第1項

別紙1の第2に掲げる事実につき

金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 5 条第 1 項、第 3 項、第 176 条第 2 項

○ 課徴金の計算の基礎

別紙 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、被審人の第 10 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (234, 160 円)

が

② 3, 000, 000 円

を超えないことから、3, 000, 000 円となる。

番号 2

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、被審人の第 12 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (28, 405 円)

が

② 3, 000, 000 円

を超えないことから、3, 000, 000 円となる。

番号 3

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項の規定により、被審人の第 13 期事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (18, 857 円)

が

② 3, 000, 000 円

を超えないことから、3, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1, 500, 000 円となる。

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき

虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、
平成21年3月17日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $370,000,720 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 16,650,032 \text{ 円}$
について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満を切り捨てて、16,650,000円
となる。